

一本釣めしま鮭フェア

沼島で獲れたアジを地元漁師が調理し、自信をもって振舞います。地域ブランド「ぬしま鮭」の美味しさをご賞味ください。

▷日時 7月19日(日) 10:00~15:00
※鮭がなくなり次第終了



◎水産振興課 ☎ 37-3013、
沼島漁業集落 ☎ 57-0246

▷場所 イングランドの丘農漁業体験施設
▷内容 ぬしま鮭の振舞い(焼き物、刺身、たたき)
ぬしま鮭の直売



ウインズ・きらら「夏祭り」

▷日時 7月25日(土) 18:00~20:30(雨天決行)
▷場所 きらら(神代浦壁)
▷内容 (演奏) 淡路三原高校 和太鼓同好会
(だんじり唄) うたいま専科
(阿波踊り) 水軍宴連
(その他) 夜店、パザー

◎きらら ☎ 43-2155
ウインズ ☎ 43-2811



夏イベント

慶野松原花火大会は、裏表紙をご覧ください。



第26回淡路人形浄瑠璃後継者団体発表会 パペットフェスタ in 淡路島

▷日時 7月19日(日) 10:00~15:00
▷場所 三原公民館(無料)
▷内容 淡路人形浄瑠璃の後継者団体の発表、淡路人形かしら展、人形絵画展ほか



☆パペットフェスタ写真募集
4つ切サイズ。応募者全員に記念品。(9月18日締切)提出は、淡路人形浄瑠璃資料館(三原図書館2階)作品は同館で展示後、保存します。返却はしません。
◎(助)淡路人形協会事務局(生涯学習文化振興課内) ☎ 37-3020

わんぱく子ども映画祭

▽ホームビデオ映像作品集
▽自由部門
身の回りの出来事や風景、自然、夏休みの思い出など
▽私たちのまちの歴史・文化・話題・魅力などを伝える部門
①特に阿波と淡路の人形関係
②南あわじ市と讃岐、阿波の文化交流事業に関すること
▽対象 小学生、中学生、高校生



▽申込締切 8月28日(金)
※詳しくは、広報6月号または市ホームページ
◎生涯学習文化振興課 ☎ 37-3020

タマネギ残さは、処理施設へ

受入れ期間 7月1日~9月30日の毎週月曜日・金曜日午前9時~正午(各施設共通)
受入施設
①倭文センター
倭文安住寺94の17
②八木センター
八木養宜上319の1
③神代センター
神代社家832
④賀集センター
賀集野田80の1
⑤北阿万センター
北阿万伊賀野486の4
◎北阿万伊賀野486の4 ☎ 42-0356

対象者 市内の農家及び管理組合に加入する組合員
利用料金 150円/20kg
※炭化物は300円/40ℓ(約5kg)で販売
搬入方法 各施設に備付の専用運搬ケース(約20kg入り)による持込
◎農林振興課 ☎ 43-5025
パイオマス施設管理組合(淡路玉葱商業協同組合) ☎ 42-0356

夏のエコスタイル

期間 6月1日~9月30日
南あわじ市ではチーム・マインズ6%に参加し、省エネルギーによる地球温暖化防止のため、冷房時の室温を28℃を目安に設定し、軽装(フーネクタイ等)によるクールビズを実践しています。

全島一斉清掃

7月12日(日)
午前8時~10時
道路沿道や公会堂、公園などを美しくしましょう。
※家庭内のゴミは、絶対出さないでください。
◎生活環境課 ☎ 43-5024

夏の交通事故防止運動期間

期間 7月15日~24日
交通ルールをしっかり守り、高齢者や子どもなどに注意して安全運転を心がけましょう。
◎生活環境課 ☎ 43-5024

応急手当普及員の講習

▽対象 18歳以上、不特定多数の人が出入りする事業所や自主防災組織など
▽日時 9月7日(月)~9日(水)の3日間、午前9時~午後6時
▽場所 消防ビル5階大会議室(洲本市塩屋)
◎人数 30人程度
▽申込締切 7月31日(金)
※詳しくは、ホームページ
◎淡路広域消防事務組合 警防課 ☎ 24-1819

節水にご協力を!

現在、小雨傾向により、市内水源ダムの貯水量が減少しています。このままの状況が続きますと、今後の水不足が心配されます。
▽節水方法
①蛇口の開閉をこまめにする
②風呂の残り湯は、洗濯や庭の散水などに再利用する
③歯磨きや洗顔の時は、こまめに蛇口を閉める
④トイレは「大と小」のレバーを使い分ける
⑤車の洗車は、バケツに水を入れて、上手に利用する
◎水道課 ☎ 50-3038

家畜糞尿の処理

!ご注意ください!
市内一部地域の河川で、家畜尿の投棄事件が多発しています。現場では、異臭が発生しており、近くの住民が迷惑しています。
ふん尿は適切な施設で管理し、ほ場還元等適切な処理を行ってください。
※家畜尿の河川への投棄は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せられます。
◎農林振興課 ☎ 43-5025
洲本農林水産振興事務所 ☎ 26-2101

Information

気づいて!高齢者虐待

高齢者が、家族や親族などから暴力を受けるなどの「高齢者虐待」が問題となっています。

~虐待の種類~

1 身体的虐待

「殴る、蹴る」など、身体に苦痛や傷を与えること。

2 介護・世話の放棄・放任

「食事を与えない、劣悪な住環境の中で生活させる」など高齢者の介護を放棄すること。

3 心理的虐待

「無視、暴言」などで心理的外傷を与えること。

4 経済的虐待

高齢者の財産・金銭を違法あるいは不当に使用すること。

5 性的虐待

合意のなされていない性的な接触。

高齢者虐待に関する相談窓口

高齢者の虐待に気付いた人は通報義務があります。地域の中で虐待を早期に発見し、第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。
◎地域包括支援センター ☎ 44-3006

